

# 青森県報

第四百七号

令和四年  
一月七日  
(金曜日)

## 目次

### 規 則

- 青森県林道事業補助金交付規則の一部を改正する規則……(林政課) ……一
- 青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則……(農村整備課) ……一
- 青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則……(同) ……二
- 青森県国営干拓事業負担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則……(同) ……二

### 告 示

- 地球温暖化問題に関する県民・事業者意識等実態調査の実施……(環境政策課) ……二
- 道路の区域の変更……(道路課) ……三
- 可変式速度規制標識制御機(境界用)ほか購入に係る一般競争入札……(警察本部施設課) ……三
- 県有財産の売却に係る一般競争入札……(整備企画課) ……四

## 規

## 則

青森県林道事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第一号

#### 青森県林道事業補助金交付規則の一部を改正する規則

青森県林道事業補助金交付規則(昭和三十六年八月青森県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

第一号様式、第四号様式、第七号様式、第九号様式、第十号様式及び第十二号様式中「~~改葬~~」を「~~改葬~~」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第二号

#### 青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則(昭和三十六年十二月青森県規則第二百二号)の一部を次のように改正する。

#### 第二号様式中

「(土地改良区にあつては、) ~~④~~」を「(土地改良区にあつては、) ~~④~~」に改める。  
(名称及び代表者氏名) (名称及び代表者氏名)

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三号

青森県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

青森県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則（昭和三十六年十二月青森県規則第三百三号）の一部を次のように改正する。

第二号様式及び第四号様式中

「（土地改良区にあつては、）」を「（土地改良区にあつては、）に改める。  
（名称及び代表者氏名）」を「（名称及び代表者氏名）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県国営干拓事業負担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四号

青森県国営干拓事業負担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

青森県国営干拓事業負担金徴収条例施行規則（昭和四十五年一月青森県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二号様式中「ア」を「イ」に改める。 「ロ」を「ハ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第九号

地球温暖化問題に関する県民・事業者意識等実態調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

令和四年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査目的

県民、児童及び生徒並びに事業者の地球温暖化問題に対する意識、地球温暖化対策の実践行動等を把握し、基礎情報とすること。

二 調査対象の範囲

1 一般県民（2の児童及び生徒を除いた県民をいう。以下同じ。）

2 県内の公立の小学校、中学校及び高等学校の児童及び生徒

3 県内事業者

三 報告を求める事項及びその基準となる期日

1 報告を求める事項

(1) 一般県民

ア 地球温暖化問題への関心

イ 地球温暖化問題に関する情報の入手

ウ 地球温暖化防止のための配慮行動

エ 住宅の省エネルギー化

オ 公共交通機関の利用状況

カ 自動車の運転に関する地球温暖化対策

キ 再生可能エネルギー電力の購入状況

(2) 児童及び生徒

ア 地球温暖化問題への関心

イ 地球温暖化問題に関する情報の入手

ウ 地球温暖化防止のための配慮行動  
県内事業者

ア 地球温暖化問題への関心

イ 温室効果ガス排出削減目標

ウ 地球温暖化問題に関する情報の入手

エ 地球温暖化防止のための配慮行動

2 報告を求める事項の基準となる期日

調査票記入日現在

四 報告を求める者

1 住民基本台帳に記録されている者のうちから無作為に抽出した満二十歳以上の一般県民二千人

2 県内六地域において公立の小学校、中学校及び高等学校をそれぞれ一校選定の  
上、一校当たり三十人から四十人になるように選定した一又は二の学級の児童及  
び生徒

3 従業者数五十人以上の県内事業者

五 報告を求めるために用いる方法

1 一般県民及び県内事業者

調査票を報告者に郵送により配布し、記入済みの調査票を郵送により回収する  
方法

2 児童及び生徒

調査票を学校に郵送し、当該学校が報告者に配布の上、回収した記入済みの調  
査票を郵送により回収する方法

六 報告を求める期間

令和四年一月十七日から同月三十一日まで

青森県告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり  
道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和四年二月六日まで青森県県土整備部道路  
課において一般の縦覧に供する。

令和四年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	一〇四号	三戸郡田子町大字相米字相米向三七の一から 三戸郡田子町大字相米字相米向八の一まで		前	一〇・五三メートルから 一三・九三メートルまで	七二・二六メートル	
					後	一一・二六メートルから 一四・八九メートルまで	七二・二六メートル	

令和四年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

可変式速度規制標識制御機（境界用）ほか購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十  
二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

一 一般競争入札に付する事項

1 品名・数量

可変式速度規制標識制御機（境界用） 六基

可変式速度規制標識制御機（中間用） 七基

可変式速度規制標識制御システム用境界連動中継機 二基

可変式速度規制標識 十三基

可変式補助標識 六基

2 品質・規格等

入札説明書による

3 納入場所

入札説明書による

二 納入期限

令和四年三月二十八日

三 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和三年二月十日青森県告示第八十二号（物品等の競争入札参加資格）の

のいずれかの規定により、電気・通信機器類の販売についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限から開札の時間までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして、地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部施設課管轄係

電話 〇一七―七二三―四二一一

2 入札書の提出期限

令和四年一月二十五日 午前十時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部三階第二会議室

令和四年一月二十五日 午前十時十五分

五 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除する。

六 契約保証金に関する事項

契約金額の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合において、その全部又は一部の納付を免除する。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、これら全てを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定から七日以内

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

九 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載することとする。

十 その他

1 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 契約金額

落札価格をもって契約金額とする。

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和四年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所 在 地	地 目	地 積 (平方メートル)
八戸市大字長苗代字前田一一の一	宅 地	二、一三六・六三

- 二 予定価格 千九十万円
- 三 入札に参加する者に必要な資格
  - 1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
  - 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。
- 四 売却する物件を示す場所
  - 一に掲げる土地の所在地
- 五 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所
  - 1 青森市長島一丁目の一 青森県土整備部整備企画課工業用水道グループ
  - 2 青森市桂木四丁目八の二 協同組合タツケン
- 六 入札及び開札の場所及び日時
  - 1 入札書の提出先
    - 三〇―八五七〇 青森市長島一丁目の一
    - 青森県土整備部整備企画課工業用水道グループ
  - 2 入札書の受付期間
    - 令和四年一月三十一日 午前九時から
    - 令和四年二月四日 午後五時まで（必着）
- 3 開札場所
  - 青森市長島一丁目の一
  - 青森県庁舎北棟三階 県土整備部B会議室
- 4 開札日時

令和四年二月十日 午前十時から  
七 入札書の提出方法

- 1 新型コロナウイルス感染症防止のため、郵送を推奨する。
- 2 郵送に当たっては、二重封筒による簡易書留郵便とし、青森県県土整備部整備企画課長あて親展とすること。
- 3 中封筒には入札書のみを入れて封印すること。
- 4 表封筒には中封筒および提出書類を入れて封印すること。
- 八 入札保証金及び契約保証金の額
  - 契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額
- 九 入札保証金の納付方法
  - 1 入札保証金は、入札書を提出する前に県の指定する口座へ振り込むこと。
  - 2 提出する表封筒に振込票等原本を同封すること。  
（詳細は「入札案内書」を参照）
- 十 契約書の取り交わしの時期
  - 落札決定の日から七日以内
- 十一 代金の納入期限
  - 契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。
- 十二 その他
  - 1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
  - 2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地を確認すること。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円